

悪臭防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 事故時の措置

一 規制地域内に事業場を設置している者は、事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならないこと。（第十条第一項関係）

二 一の場合においては、一に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならないこと。（第十条第二項関係）

三 市町村長は、一の場合において、悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、一に規定する者に対し、引き続き悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができること。（第十条第三項関係）

第二 測定の委託

市町村長は、第八条第一項の規定による勧告及び第十条第三項の規定による命令を行うために必要な測定並びに前条の規定による測定の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、これらの測定の

うち特定悪臭物質の濃度の測定についてはこれを適正に行うことができるものとして環境省令で定める要件を備える者に、これらの測定のうち臭気指数及び臭気排出強度に係る測定については国、地方公共団体又は臭気測定業務従事者若しくは臭気指数等に係る測定の業務を行う法人（当該測定を臭気測定業務従事者に実施させるものに限る。）にそれぞれ委託することができること。（第十二条関係）

第三 臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等

一 環境大臣は、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行うこと。（第十三条第一項関係）

二 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する民法第三十四条の規定により設立された法人に、一の試験及び適性検査の実施に関する事務を行わせることができるものとし、その指定の要件につき所要の規定の整備を行うものとする。（第十三条第二項関係）

三 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。（第十三条第三項関係）

四 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令によ

り公務に従事する職員とみなすこと。（第十三条第四項関係）

五 一の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならぬものとし、その手数料を国庫又は指定機関の収入とすることにつき、所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第十三条第五項・第六項関係）

六 環境大臣は、指定機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならぬこと。（第十三条第七項関係）

七 指定機関の取消し又は試験検査事務の全部若しくは一部の停止の要件につき、所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第十三条第八項関係）

八 一から七に定めるもののほか、一の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定めるものとする。こと。（第十三条第九項関係）

第四 罰則

事故時の応急措置命令違反に関する罰則、指定機関の役員、職員等に関する罰則等に係る所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第二十五条・第三十一条関係）

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 施行期日等

一 この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。（改正法附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一から第三までの施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則第二条関係）